

海洋政策研究財団 大陸棚講演会 「国連海洋法条約に基づく大陸棚限界延長 - 日本の申請の紹介-」

国連海洋法条約の大陸棚制度と我が国の対応

谷 伸

内閣参事官 内閣官房 総合海洋政策本部事務局

本稿は、著者の個人的な理解及び見解を示すものであり、著者の所属機関や政府のそれを示すものではない。

1. 大陸棚

(1) 大陸棚とは

一般に、海岸から水深130m位までは極めて傾斜の緩い海底が続き、そこから海底面の傾斜が急になる。海岸から引き続くこの平坦な地形の部分を大陸棚という。大陸棚は、海面が今より低かった氷河期には平野の一部であったが、温暖化(=氷河期の終了)により水面下に没したものである。

(2) 大陸棚の持つ意味

平野と大陸棚の地下は、地質的には本質的違いはない。このため陸上の平野の地下で見いだされる天然資源、例えば石油や天然ガスが大陸棚にも存在すると期待でき、実際に採掘されている。地球上の全炭化水素資源の4割が大陸棚に存在するとも言われている。

2. 大陸棚の法的定義

(1) トリガーを引いたトルーマン官言

長い間、領海の外側は公海であった。領海の幅を3 海里としていた米国は、大陸棚に賦存する資源で海岸から3海里以遠のものについての管轄権を有していなかった。 沿岸海域の石油資源が注目される中、トルーマン大統領は1945 年9 月に「資源の保全を目的として、米国は、その領海に接続する大陸棚に属する鉱物資源に関して管轄権を有する。」と宣言した。ここでいう大陸棚は、地形上の大陸棚を指す。

(2) 1958 年の大陸棚条約

公海下の資源を一国の元首の宣言により沿岸国の管轄権下に置くことには、無論国際的な抵抗があった。トルーマン宣言を契機として1958年に大陸棚条約が制定され、沿岸国の大陸棚を「水深200mまで、または、開発可能な水深までの海底及び海底下」と定義し、大陸棚における沿岸国の資源に関する管轄権を認めた。ここでいう大陸棚は、地形上の大陸棚と概ね同じ範囲だが、「開発可能な水深まで」の規定の適用の仕方によってははるかに広い範囲を意味し得る。



(3) 1982年の国連海洋法条約

大陸棚条約の「開発可能な水深まで」という、恣意性がありかつ先進国に有利な規定は、1982年の国連海洋法条約において大陸棚の規定が見直される背景の一つであった。 排他的経済水域の制度が国連海洋法条約で新たに採用されたこともあり、国連海洋法条約の大陸棚は以下のように定義された。

- ① 領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの。
- ② 大陸縁辺部の外縁が領海基線から200 海里に達しない場合は200 海里まで

大陸縁辺部とは;

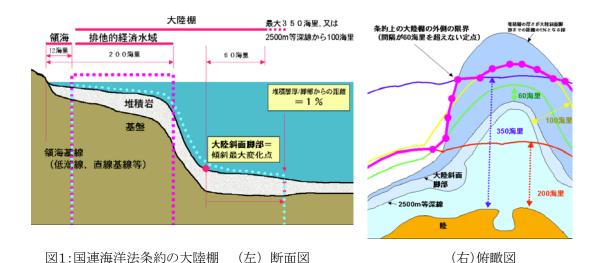
- ① 沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るもの
- ② 棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される
- ③ 大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まないとされている。

大陸縁辺部の外縁の設定方法としては、大陸斜面脚部(大陸斜面の基部において 勾配が最も大きく変化する点)を基点として:

- ① 基点からの距離の1/100 よりも堆積岩の厚さが厚い点の最も外側の点
- ② 基点から60 海里の点
- を、60 海里を超えない直線で結んだものと規定されている。

また、無限に大陸棚が延びることを防ぐために制限条項があり;

- ① 領海基線から350 海里まで
- ② 2,500 メートル等深線から100 海里まで(海底海嶺には適用が無い)のいずれかを満足しなければならない。



3. 国連海洋法条約解釈の論点と国家実行

(1) 大陸斜面脚部

大陸斜面脚部は、大陸斜面の基部に見いだすこととなるが、大陸斜面の基部に引き



続くコンチネンタル・ライズまたは深海底と大陸斜面の境界は、必ずしも明確ではない。 したがって大陸斜面の基部の位置を特定することは容易ではなく、また場合によっては 一意でない場合もある。各国の申請を見ると、大陸斜面の基部の特定のためにいろいろ な考え方が採用されており、これに対する大陸棚限界委員会の判断は、多分にケース バイケースでなされているように見受けられる。

(2) 海底の膨らみ

国連海洋法条約の大陸棚の規定では、大洋底よりも浅い部分のうち、「大洋底の海洋海嶺」(以下「海洋海嶺」)、「海底海嶺」、「海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まり」(以下「海底の高まり」)の3つについて延長大陸棚の有無、範囲を特記している。

- ① 「海洋海嶺」は大陸縁辺部に含まれない、即ち延長大陸棚の構成要素とならない。
- ② 「海底海嶺」上では、延長大陸棚は領海基線から350海里まで。
- ③ 「海底の高まり」では、延長大陸棚は一般の大陸縁辺部同様領海基線から350海里まで、または2,500メートル等深線から100海里までのいずれかを満足しなければならない。

地球科学では、「海洋海嶺」と「海底海嶺」は同義語である。国連海洋法条約では両者を峻別しているにも関わらずそれぞれの定義は明確ではない。また地球科学では細長い高まりを海嶺と呼ぶが、国連海洋法条約の解釈では、形状が細長くなくても「海洋海嶺」あるいは「海底海嶺」として取扱われる余地がありうる一方、細長い高まりが「海洋海嶺」や「海底海嶺」ではなく「海底の高まり」と扱われることもありうる。各国の申請を見ると、細長い高まりを「海底の高まり」として申請している例が見受けられ、ここでも大陸棚限界委員会はケースバイケースの判断を行なっている。

(3) 2500m等深線

2500m等深線が複数ある場合にどれを採用するかについて、後述する「科学的・技術的ガイドライン」において「大陸縁辺部の全体的な形状に一致する領海基線から最初の2500m等深線」としている。各国の申請を見ると、この規定の解釈にも知恵を出している例が見受けられる。

4. わが国の対応

(1) 大陸棚調査のヒストリー

1958年の大陸棚条約にいう大陸棚を含め、地形上の大陸棚に期待されていた非生物資源は炭化水素系のものである。一方、国連海洋法条約の大陸棚には、より深い海底が含まれるが、このような海底には、マンガン団塊、熱水鉱床等、重金属系の鉱物資源が存在することが現在では知られている。国連海洋法条約が採択された1982年当時、日本の周辺においてはこれら重金属系の鉱物資源の存在は未だ知られていなかった。大日本帝国海軍水路部であった頃からわが国の海底地形調査の中核であった海上保安庁水路部は、特定の資源の確保を念頭においてというよりはむしろ管轄海域拡張を目的として翌1983年から大陸棚調査を開始した。大陸棚延長の申請は、当該沿岸国に国連海洋法条約が発効してから10年以内に行うことが国連海洋法条約で定められている。わが国では1996年7月20日に国連海洋法条約が発効したため、2006年7月19日が



大陸棚延長の申請期限となった。大陸棚調査の重要性が強く認識されるに到り2002年に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」が内閣に設置され、各省の協力体制が構築された。なお、後述する「科学的・技術的ガイドライン」が採択されたのが1999年5月13日であったことを理由として、2001年の国連海洋法条約締約国会議において1999年5月13日以前に国連海洋法条約が発効した国については1999年5月13日を10年の起算日とすることが合意された。これにより我が国の申請期限は2009年5月12日となった。

(2) トリガーと体制の整備

大陸棚限界委員会は、審査に必要なデータ等について記述した「科学的・技術的ガイドライン」を1999年5月13日に採択した。2001年に初めて申請を行なったロシア連邦に対し、大陸棚限界委員会は審査の結果「データの質及び量が十分でない」と指摘し、申請を認めなかったという情報が伝わってきたのは2002年の後半であった。

情報の真偽を確認の上、政府は2003年6月に斯界の権威からなる 大陸棚調査評価・助言会議を設置して、「科学的・技術的ガイドライン」を精査し、大陸棚限界委員会での審査に堪え得るだけの調査を行う ための計画を練った。この計画を期限までに遂行するためには、「海上 保安庁の調査能力+各省の協力」では不十分であることから、政府一体となった調査を実施するため「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」は「大陸棚画定に向けた今後の基本的考え方」を同年8月に取りまとめた。2003年12月には内閣官房に大陸棚調査対策室が設置され、2003年度補正予算を皮切りに大陸棚調査のための大幅な予算増が認められた。2004年には「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議が「大陸棚画定に向けた基本方針」を制定し、これに基づき政府一丸となって大陸棚の画定を実現するために、海域の調査、申請案作成、国際的な情報収集等のための体制を設置した。

予算の概要 予算額 年度 (億円) 2003 58 2004 104 2005 118 2006 118 2007 117 2008 27

表1:大陸棚調査

(3) 大規模大陸棚調查

「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、精密海底地形の調査、海底地殼構造の探査、海底の基盤岩の採取を行うこととなった。解析や申請書の書き上げのための時間を考慮し、海域調査は2008年3月までに終了することとした。海底地殼構造探査は、政府及び独立行政法人の調査船だけで期限までに完了することが到底できないため、海底地殼構造探査のかなりの部分を民間に外注することとなった。しかし我が国の民間企業には大陸棚調査に必要となる大容量エアガンを発音できる船(エアガン船)がなかったため、急遽海洋調査船を輸入して改造しエアガン船とした。また、6000mの深海でも使用できる海底地震計が我が国には百数十台しかなかったが1000台近く必要と見込まれたため、急遽、大陸棚調査に特化した性能の海底地震計を調達することとなった。さらに、基盤岩採取のために海底のボーリングを行なう装置が強化された。膨大な調査を効率良く実施し期限までに確実に終了するために極めて精緻で綿密な計画を立案した。例えば、海底地震計は調査の都度船上に揚収する必要があるため、揚収時の作業の安全確保のために一定以上の波浪の時は作業を行わないこととした。



表2:大陸棚調査・申請関係の統計

このため、計画の立案に 当たっては、海域別・月別 の波浪を考慮する必要があっ た。また、海底地殻構造探査 に使用するエアガンは周辺 1000km にまで地震波動を 伝えるため、1000km 以内 では別の海底地殻構造探査 が同時に行えないことも計画 立案の際に考慮する必要が あった。さらに、大量の海底 地震計の投入、エアガンの 発音による海底地殻構造探査、 探査後の海底地震計の回収、 海底地震計の整備という一連 の作業を多くの船を使用し、 効率的に実施するために、 世界初と言える精緻で綿密 な配船計画と地震計運用 計画が必要であった。この ように大規模な海底地殻構造 探査は世界で初めてで、

海域調査全般	日 数	7850日	
	航 海 数	340航海	
		14隻	
	使用船舶	(うち民間船6隻)	
	人目	約32万人日	
精密地形調査	41. 1. pp-40	約113万キロ	
	航走距離	(=地球28 周)	
	測 深 点	約10億水深点	
地殼構造調査		約57万キロ	
	航走距離	(=地球14周)	
		約900台使用	
	海底地震計	約6600回投入	
		(回収率99%)	
基盤岩採取	採取地点数	約290地点	
		計470孔	
	ボーリング	延べ2300mのコア採取	
		約5600時間停泊	
資料解析•申請書	類作成専門家	26名	

海底地震計の回収率が99%であったことも含め、ここ当分、世界一の座を降りることはないだろう。

(4) 申請書の作成

国連海洋法条約や「科学的・技術的ガイドライン」の解釈が多様な中、国連海洋法条約の想定外の海底地形・地質を有する我が国が、申請に当たりその海底地形・地質をどのように解釈するかについては、学術的に高度な解析が必要であることは勿論、各国の国家実行がどうかも踏まえておく必要がある。一方で、我が国の特異な海底地形・地質に関する理解を国際的に周知し、理解を深めておくことも重要である。各種の学術的会合での情報や各国の申請の解析、各国の申請チームとの情報交換を通じて、国際的な「相場観」を掴み、大陸棚限界委員会の信頼を失わない範囲でできるだけ大陸棚の延長範囲を拡げるための方策を検討した。我が国より先に申請し、審査を受けた国からの情報提供は大変有益で、これらの国の大陸棚チームの暖かい支援には心から頭が下がった。各省・独立行政法人から大陸棚の延長範囲の画定に必要な水路学、地質学、地球物理学及び国際法の専門家26名からなる国連提出情報素案作成部会が解析・申請書類の素案の作成を担当し、大陸棚調査評価・助言会議の評価・助言を得つつ大陸棚限界委員会に提出する申請書の素案を固めていった。この過程で種々の情報の解析の結果、当初予定していなかった海域の調査を実施することとなり、海域調査を2008年6月まで延長した。我が国が申請する延長大陸棚の範囲は総合海洋政策本部により2008年10月31日に決定された。



(5) 申請した我が国の延長大陸棚

① 申請の概要

延長を申請した大陸棚は、南鳥島、小笠原群島、八丈島、南硫黄島、鳥島、沖ノ鳥島、沖大東島等を基点とする7海域1)で、合計面積は約74万平方キロメートル(わが国の国土面積の約2倍)である。ただし、申請どおり大陸棚の延長が大陸棚限界委員会に認められた場合でも、後述のようにパラオや米国との境界画定交渉の結果によっては、最終的な延長面積は74万平方キロメートルに達しないことがある。

② 各海域の概要

ア. 南鳥島海域

南鳥島は、わが国で唯一、太平 洋プレート上にある島である。その 名前から、本邦最「南」端の沖ノ鳥 島としばしば混同されるが、南鳥 島は、本邦最「東」端の島である。 南鳥島の周りには、図に見るように 海山が点在している。特に南鳥 島の南南西およそ60海里にある拓 洋第五海山は裾野の範囲が 150km、周囲の海底からの高さが 5000mの巨大な海山である。南 鳥島や拓洋第五海山などこの海 域の海山は同様な火山活動で形 成され、周辺の深海底に比べて広 範囲に盛り上がっており、地形的・ 地質的に一体としてつながってい る。

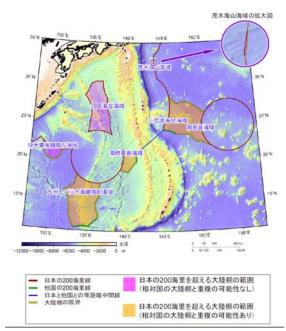


図2:申請した延長大陸棚

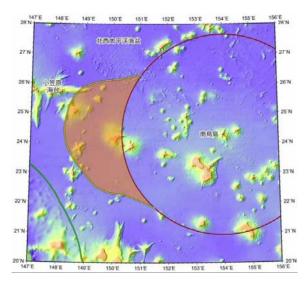


図3:南鳥島海域

南鳥島の島斜面(国連海洋法条約で言う大陸斜面)を西方にたどり、南鳥島の200海里の 弧の西側に延長大陸棚が設定できる。

イ. 小笠原海台海域

伊豆半島から南方に向け、壮大な海嶺(海中の山脈)が延びている。これは七島硫黄島

¹⁾ 南鳥島からの延長大陸棚(南鳥島海域)と小笠原群島からの延長大陸棚(小笠原海域)は重複する部分があるため、図では一つの海域に見える。



海嶺と呼ばれ、小笠原海嶺等も含め 伊豆小笠原弧(島が弧状に連なる とき、島弧と呼ばれ、この海域では このように呼ばれる)を形成している。 小笠原海嶺の上に載る小笠原群島の 東側の斜面は、母島海山を経て小笠原 海台へと延びている。この海域の延長 大陸棚は、小笠原海台の周囲に存在 する大陸斜面脚部から60海里の弧 で結ばれる線まで延びているが、東方 は南鳥島の200海里線、南西方は米国 自治領である北マリアナ連邦に属する

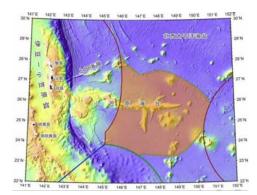


図4:小笠原海台海域

ファラヨン・デ・パハロス島(別名ウラカス島)から200海里の線で区切られている。 この海域の延長大陸棚に、ウラカス島からの延長大陸棚が重複する場合には、米国と 延長大陸棚の境界について協議することとなる。

母島と小笠原海台の間の北側に伊豆小笠原海溝、南側にマリアナ海溝があり、これらの海溝はフィリピン海プレート(海溝の西側)と太平洋プレート(海溝の東側)の境界に位置する。このため、当初、母島から小笠原海台に至る島斜面の鞍部(馬の鞍上になった地形)で地形、地質の連続性が途切れているのではないかと懸念されたが、詳細な地形、地質、地質構造、地磁気、重力の調査の結果、地形的には鞍部の最大水深は、小笠原群島と西ノ島等との間にある小笠原トラフよりも浅く、また、鞍部の西側に鞍部の東側

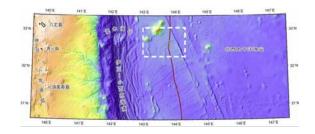
西に動く太平洋プレートに載っている小笠原海台の西端が海溝を跨ぎ、フィリピン海プレート側に付加していることが判明した。このことにより、小笠原群島から小笠原海台に至るまでの一連の高まり地形が、地形・地質的に一体のものであることがあることが明らかとなった。

南鳥島海域と小笠原海台海域の 延長大陸棚は一部が重なっている。 このため、全体図では一つの海域の ように表されている。

ウ. 茂木海山海域

茂木海山海域は、八丈島の自然の 延長である大陸棚である。

八丈島から東に延びる大陸斜面が、 伊豆小笠原海溝に差しかかる部分に、 茂木海山がある。茂木海山は海溝 を跨いでおり、八丈島から続いている



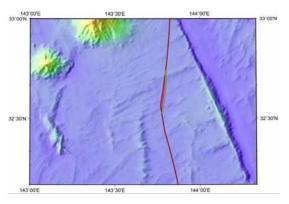


図5:茂木海山海域 上図白枠線内の拡大図が下図。下図の中央部でEEZを 示す赤線の右に見える黄線が延長大陸棚の外縁



大陸斜面は海溝を越えている。茂木海山の東端にある大陸斜面脚部から描いた60 海里の弧によって、八丈島が描く200 海里線より約2km 東側に延長大陸棚が設定できる。この部分の面積は20 平方キロメートルとごく僅かで(それでも山手線内の面積の1/3ある)、今まで各国が行なった延長大陸棚の個別海域の中でも並外れて面積が小さい。このような延長申請は、極めて精密な位置測定及び地形測量が実施できて初めて可能になるもので、わが国の大陸棚調査の極めて高い精度を裏付けるものである。

工. 南硫黄島海域

南硫黄島は、その自然環境の重要性に鑑み1972年に国の天然記念物に、また1975年にはわが国で最初の原生自然環境保全地域に指定され、立ち入りが禁止されている。この島の南南東約300海里にはウラカス島がある。両島からそれぞれ200海里までの海域は一部で重複しており、二島からの等距離中間線を排他的経済水域の境界とすることとなる(図の中央右の斜め上に延びる青い直線)。南硫黄島海域では、南硫黄島を基点として、南硫黄島海脚及び西マリアナ海嶺へと大陸斜面が拡がっており、それらの脚部から60海里の弧により、南硫黄島及び沖ノ鳥島から200海里の円弧の外側に延長大陸棚が設定できる。この

海域は、ウラカス島から200海里の線(図の右下に南北に延びる緑の曲線)に接している。すなわち、ウラカス島等を基点とした大陸棚が、西方に200海里を超えて延びる場合には、南硫黄島海域の延長大陸棚と重複することになる。このため、米国がこの海域を含む海域の延長大陸棚の申請を行い、認められた場合には、わが国と米国は延長大陸棚相互間の境界について協議することとなる。

才. 四国海盆海域

四国沖には、わが国の排他的経済水域に囲まれた公海、すなわち、わが国のいずれの領海基線からも200海里以遠である海域が存在する。 多分に情緒的な議論ではあるが、「わが国の排他的経済水域の中に公海があるのはどうも居心地がよく

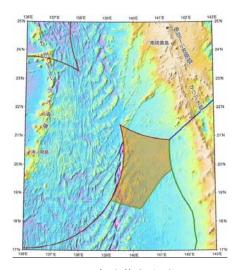


図6:南硫黄島海域

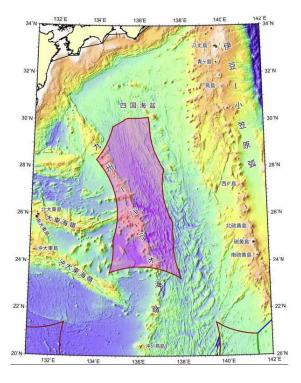


図7:四国海盆海域



ない。これをわが国の延長大陸棚で埋め尽くすことはできないか」という感想は多くの 人がお持ちになるのではないだろうか。

詳細な地形及び地質調査の結果、四国沖のこの公海を含む高まりに囲まれた海域 (海底地形名では四国海盆と呼ぶ)の地質的な成り立ちが明らかとなった。四国海盆の東側を南北に走る伊豆小笠原弧と、西側を南北に走る九州ーパラオ海嶺は、およそ 3000 万年前には一つのもので、3000 万年前から約 1500 万年をかけて東西にびりびりと引き裂かれたと言うのである。海底ではこのようなドラマは普遍的であり、一例を挙げれば、ヨーロッパ及びアフリカと南北アメリカは昔くっついていた(パンゲアと呼ばれている)が、びりびり引き裂かれ、今は大西洋と呼ばれている。

四国海盆の公海部分は、東側にある七島硫黄島海嶺上の島嶼、例えば西ノ島や鳥島、西側にある北大東島・南大東島・沖大東島、南側にある沖ノ鳥島からそれぞれ延びる大陸斜面の脚部から描いた 60 海里の弧によって設定できる延長大陸棚によって埋め尽くされることが明らかとなった。

カ. 九州-パラオ海嶺南部海域

九州-パラオ海嶺は、九州からパラオまで伸びており、パラオまでの途中、沖ノ鳥島が海面上に顔を出す。沖ノ鳥島の島斜面は九州-パラオ海嶺沿いに南北に延びていて、延長大陸棚の南端はパラオから200海里の線にまで至っており、パラオ諸島までつながっている可能性が高

パラオは、九州-パラオ海嶺沿いに北方へ、

沖ノ鳥島の南側の200海里線に至るまで延長 大陸棚の申請をしている。このため、この海域の 延長大陸棚については、パラオの延長大陸棚申 請が認められた場合、パラオと協議して境界を決 めることとなる。

キ. 沖大東海嶺南方海域

沖大東島は南大東島からおよそ150km南方にある。燐鉱石採取のため第二次世界大戦前には2000人を超える居住者が居たとされるが、現在は米軍の射爆撃場になっており無人である。

沖大東島から南方へ沖大東海膨に沿い島斜面

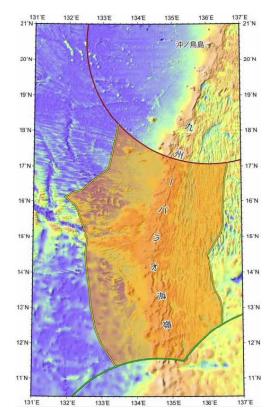


図8:九州パラオ海嶺南部海域

が延びており、その脚部を基点とする60海里の弧により、沖大東島を基点とする200

¹⁾ 図の下、中央の円弧(パラオから200 海里の線)までは大陸棚調査の結果、地形が連続し、地質は一体のものであることを確認しているが、パラオから200 海里の範囲内の海底については十分な地形・地質データが得られていないため、パラオ諸島までつながっているかどうかの確認はできていない。



海里の円弧の南方外側に延長大陸棚の設定ができる。この海域の延長大陸棚だけで九州に匹敵する面積がある。

(6) 申請から審査へ

① 申請書の構成

申請書は、「科学的・技術的ガイドライン」に基づき、概要(申請の概要を示すもので、そのディジタル版は国連のホームページからダウンロード可能)、本体(申請の本文)、裏付けデータ(申請を裏付ける科学的データ)の3部からなる。申請文書は本文だけでも 1300 ページ、添付データを合わせれば3200ページに及ぶ。申請に当たっては、概要を8部、本体を22部、裏付けデータを2部提出することとされており、我が国の申請書は総重量が

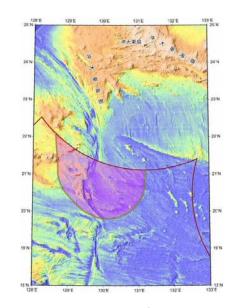


図9:沖大東海嶺南方海域

約150kgになった。申請書は国際連合日本政府代表部が2008年11月12日に大陸棚限界委員会の事務局を務める国連法務局海洋・海洋法部に持ち込み、受理された。

② 審査入り

沿岸国が申請すると、概要が国連海洋・海洋法部のホームページで公開され、その3ヶ月後以降の最初の大陸棚限界委員会会合で申請国がプレゼンテーションをすることとされている。我が国は、2009年3月25日、大陸棚限界委員会の第23回会合でプレゼンテーションを行なった。これを受け、大陸棚限界委員会は審査のために小委員会を設置することを決定し、同年8~9月に開催された第24回会合においてブレッケ委員(ノルウェー)を委員長とする7名からなる小委員会が設置され、9月8日から小委員会による審査が開始されている。

③ 今後の予定

わが国の申請と同規模の申請の場合、小委員会での審査が完了するまでに通例2~3 年程度かかっていたが、今後は審査が加速されて行くと見込まれている。小委員会は、審査を完了させると勧告案を全体会合に提出し、これを全体会合の委員全員(21 名)で審議した後、申請国に勧告を発出する。全体会合での審議の結果、小委員会の結論とは違った勧告になることは珍しくない。全体会合での審議には従来半年程度掛かっていたが、小委員会の審査同様、今後加速されるであろう。

申請国が勧告内容に満足であれば、国内手続を経て大陸棚の外側の限界を設定することになる。わが国の場合、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、政令で 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することになる。

5. 大陸棚延長を取巻く国際的動向

(1) 各国の申請

わが国に限らず、海底資源の権益の範囲の拡張は、各国政府にとって重要な関心事で



あり、多くの国が申請を行なっている。2001年に最初の申請を行なったロシアから現在までに全部で 44の国から計 51件の申請が行われ(わが国は 13件目)、また、39の国から計 43件1)の予備申請(後述)が提出された。

ロシア連邦以降の申請ペースは遅く、わが国の申請が 13 番目であった。しかし、わが国の申請 の後、2009 年 5 月 12 日までに 37 件(55 5 月 11 日だけで 5 件)の「駆け込み」申請があった。5 月 12 日以降は 1 件のみである。

(2) 予備申請

多くの国 2) にとっての期限となる 2009年5月をその翌年に控えた第 18 回国連海洋法条約締約国会議において、発展途上国においては 10 年期限を遵守することが困難であること、審査待ちの行列ができて長期間審査入りを待つことになる国でさえも期限を守らせることは合理的でないこと

	申請	申請年	審査 /勧告の状況
勧	ロシア	2001	2002勧告発出
	ブラジル	2004	2007勧告発出
	オーストラリア	2004	2008勧告発出
告	アイルランド	2005	2007勧告発出
済 3 件 1	ニュージーランド	2006	2008勧告発出
	仏·愛·西·英共同	2006	2009勧告発出
	ノルウェー	2006	2009勧告発出
	フランス	2007	2009勧告発出
	メキシコ	2007	2009勧告発出
審	バルバドス	2008	小委員会で審査中
査	英国	2008	小委員会で審査中
中 4	インドネシア	2008	小委員会で審査中
件	日本	2008	小委員会で審査中
審査	モーリシャス・セイシェ ルズ共同等 3申請	2008 小委員会設置待ち	
待	英国等 16申請	2009	
ち	フランス等 11申請	2009	プレゼン待機中
38 件	ポルトガル等 8申請	2009	プレゼン指示待ち

表3:申請及び審査の状況

等が指摘され、議論の結果、国連事務総長に 200 海里を超える大陸棚の限界を暗示する情報並びに準備の状況及び本申請を行うこととなる時期を記載した「予備的情報」(以下「予備申請」という。)を提出することにより、国連海洋法条約で定められた期限及び締約国会議で合意された期限が遵守されたこととするとの合意がなされた。大陸棚限界委員会は予備申請を審査せず、また、予備申請は本申請に影響を与えず、委員会による本申請の審査に影響を与えないとされているため、予備申請は本質的には申請ではなく、申請の意向表明を超えるものではない。各国の予備申請を見ると、延長大陸棚の範囲を具体的に図示したものから、単に海域名のみを記載しただけのものまであり、本申請の実施時期についても、具体的な時期を示したものから調査完了次第(調査完了時期は示さず)というものまである。なお、5月12日に予備申請を行なったキューバは、翌6月1日に本申請を行なった。

^{1) 45}の予備申請が国連事務局に提出されたが、うち1件は取り下げられ、1件はその後、本申請が提出されたので、現在の予備申請件数は43件となる。申請/予備申請を行った国は重複を除けば73カ国である。

^{2) 1999}年5月12日までに国連海洋法条約が発効した129箇国(内陸国等大陸棚延長を行えない国も含む)



(3) 行列

かねてから、申請国が数十カ国になり得ること、多くの国にとって申請期限となる 2009 年 5 月 12 日の直前に集中する可能性があること、委員会が 1 年に審査できる申請の数 には限界があること等から、審査待ちの行列ができる可能性が懸念されていた。 現在 38 の申請が審査を待っている。審査待ちの行列の最後尾に位置するキューバの審 査入りはおよそ 20 年後という試算もある。予備申請は審査待ちの行列に並べないため、 予備申請を行なった国が本申請を行う場合にはキューバの後ろに並ぶこととなる。また、 まだ期限が来ていない国や、今後国連海洋法条約に加入する国が申請を行なう場合に も同様に行列の後ろに並ぶことになる。さらに、勧告内容に満足しない国から再申請や新 規申請が行なわれる可能性もある。大陸棚の審査を受けるための体制を延々と維持する ことはどの申請国にとっても大きな負担であり、委員会による審査の迅速化の方策につい て、委員会のみならず締約国会議も参加して検討が行われているところである。

6. まとめ

- 国連海洋法条約は、管轄海域を科学的データに基づき平和裡に拡張する方法を提示。
- 国連海洋法条約の大陸棚規定は大西洋を念頭にしており、日本周辺でそのまま適用 することは困難。
- 1983 年から海上保安庁により行われてきた調査で得られた知見を基に2004 年から 集中的な調査を実施して大陸棚の延長申請を2008 年に実施。
- 我が国以前に申請を行なった国から得た情報は極めて有益であった。
- 多くの国の申請期限である2009 年5 月12 日が近付くにつれ各国の申請が集中。 日本は長大な行列に並ばずに済んだ。
- 期限までに間に合わない国のために予備申請制度が設けられた。
- 予備申請も含めれば審査完了まで数十年掛かる可能性も。

謝辞

大陸棚の申請は、1980年に専用新造船の予算要求に着手し、爾来黙々と調査をしてきた海上保安庁水路部なしには為し得なかった。問題の本質を見抜き政治レベルに持ち上げられた海上保安庁長官、慧眼・熱意・指導力を惜しまれなかった扇国土交通大臣、麻生政調会長、福田官房長官はじめ多くの政治家の方々、政府とともに問題に取り組まれた経団連を初めとする民間企業と熱意溢れる担当者、政府一丸だと実感できる体制を実現した各省の関係者、心温まる支援を惜しまれなかった諸外国の同僚、筆舌に尽くせぬ多岐に渡る支援をされた日本財団・海洋政策研究財団、その他書き切れない人のお陰と、これらの人の和が呼込んだ多くの幸運のお陰をもって、壮大な仕事の後半戦に移ることができた。子孫に美田を残せることを祈りつつ、これまでのご尽力に心から感謝する。

著者略歷

- 1978 年 海上保安庁入庁、水路部測量課配属
- 1989 年 大洋水深総図(GEBCO)デジタル地形小委員会委員に就任
- 2001 年 海上保安庁 大陸棚調査室に異動し、大陸棚調査に関与
- 2003 年 海洋法に関する諮問委員会(ABLOS)委員に就任
- 2003 年 内閣官房 大陸棚調査対策室併任
- 2005 年 ABLOS 委員長
- 2007 年 内閣官房 総合海洋政策本部事務局総合海洋政策本部事務局